

うるま市こども医療費助成制度

こども医療費助成制度とは、健康保険の適用を受けて支払った医療費の一部負担金が払い戻される制度です。

**平成27年10月1日から
就学前まで
通院対象年齢が
拡充されます！**



平成27年9月30日診療分まで

0歳から3歳まで
(満4歳に達した日の属する月の末日まで)



平成27年10月1日診療分から

0歳から小学校就学前まで
(満6歳に達した日以後の最初の3月31日まで)
※医療機関を受診する際には、新しい受給
資格者証をご提示ください！

3歳児以降の外来については、1ヶ月につき1つの医療機関と、同医療機関から
処方された薬局調剤分を合算して1,000円を超えた額を助成します。

入院については、これまでと同じです！

0歳から中学校卒業（満15歳に達した日以後の最初の3月末）まで

- うるま市に住所を有し、各健康保険に加入しているこどもが対象になります。
- 生活保護受給者・その他医療費の公的助成を受けている方は対象になりません。
- 所得制限はありません。

※満〇歳に達した日＝〇歳の誕生日の前日

うるま市役所 2階 児童家庭課 こども医療費助成担当
TEL : 098-973-4983